

広島県告示第五百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
瀬野四丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町村		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安芸区		瀬野町				宮垣内		一六二八番		標柱一号	
						宮垣内		一六二四番		標柱二号	
						生石子山		四一一番		標柱三号	
		瀬野四丁目						一五九七番二		標柱四号	
								一六〇一番一		標柱五号	